

第10回「まち・ひと・しごと創生会議」資料



平成28年11月1日（火）
（公社）日本ニュービジネス協議会連合会
会長 池田 弘

I. 地方でのリスクマネーの供給について

1) 産業競争力強化法の認定ファンド（通称“**旦那ファンド**”）の**最低規模要件**を現状の20億円から**概ね10億円**に引き下げる

⇒各地域に“**旦那ファンド**”を設立し、地方の起業やイノベーションを支援。

注1) **旦那ファンド**とは：

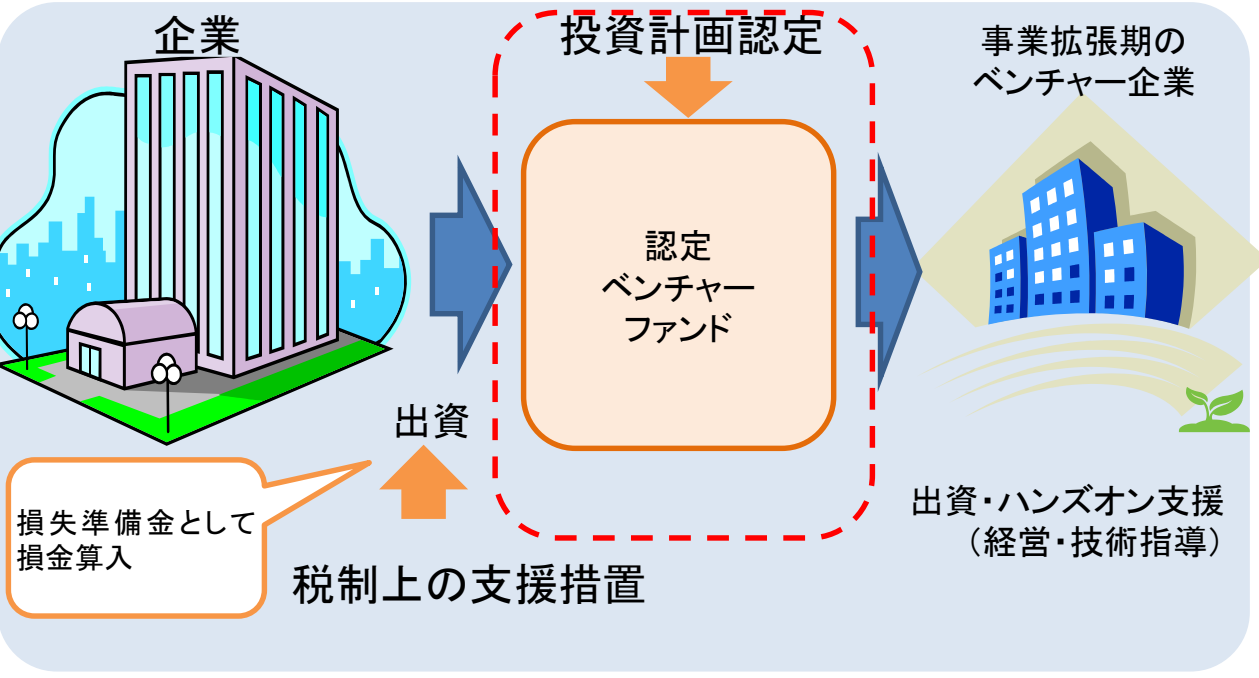
産業競争力強化法に規定された「企業のベンチャー投資促進税制」の認定ファンドの呼称。主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドであって、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣から投資計画の認定を受けたファンドを通じて出資する企業が、出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入できる制度。

注2) **平成29年度の税制改正要望**事項として、経産省より同趣旨の提案がなされている。（**次ページP2～5、経産省説明資料参照**）

注3) 本提案と同趣旨の意見は、第2回、第3回、第4回、第7回、第9回の会議の場でも繰り返し主張させていただいてきた。

○事業拡張期にあるベンチャー企業への投資を活性化するための、事業会社によるベンチャーファンドを通じたベンチャー投資を支援する準備金制度について、地方におけるベンチャー投資を拡大するため、地方ファンドの規模要件の見直し等を行った上で延長する。

現行制度 【適用期限:平成28年度末まで】



【認定要件(概要)】

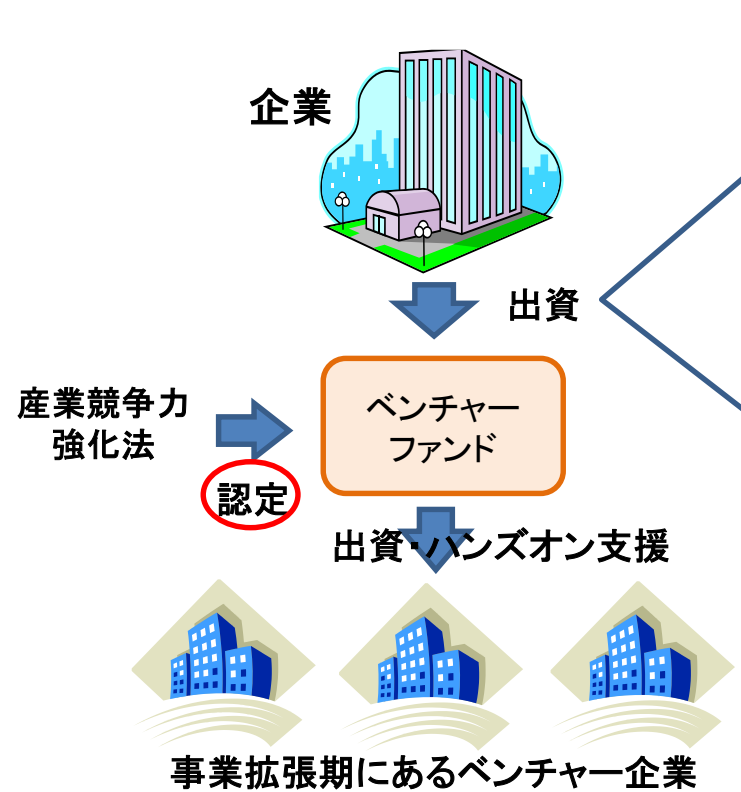
- ファンド要件
 - 投資事業有限責任組合であること
 - ファンド規模が概ね20億円以上であること
 - 実施期間が10年以下であること
 - 目標内部収益率が15%以上であること
 - 投資計画要件
 - 新事業開拓事業者※1への投資でのみで構成されている計画であること
- ※1新事業開拓事業者の要件
- ・大規模法人グループに属さないこと
 - ・株式会社であること
 - ・非上場・非登録会社であること
 - ・風俗営業を行っていないこと
 - ・暴力団等ではないこと

要望内容

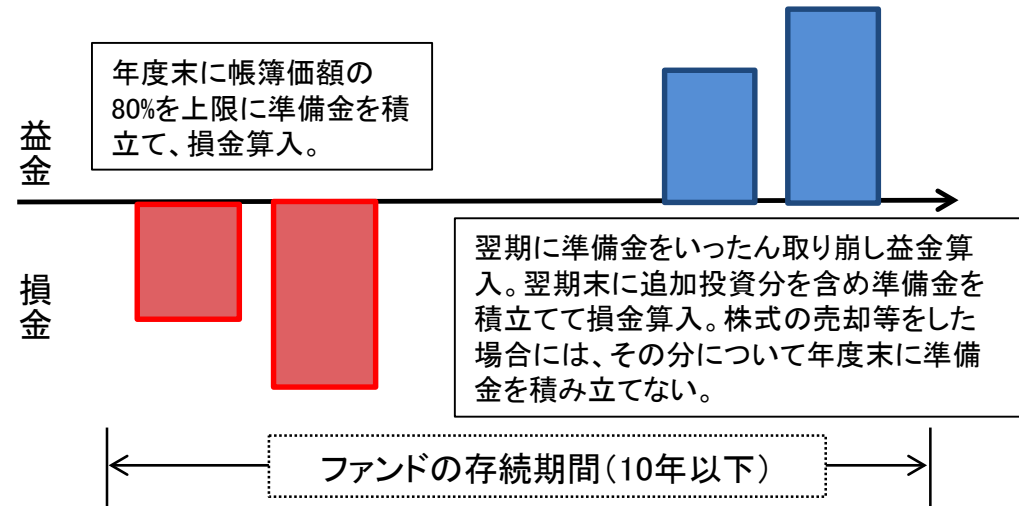
- 適用期限を2年間延長する。(平成30年度末まで)
- 組合の主たる事務所が東京都以外にあるものは、ファンド規模要件を概ね10億円以上とし、目標内部収益率を10%以上とする等、要件を緩和する。

企業のベンチャー投資促進税制の概要

- 産業競争力強化法に基づき、主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドの投資計画を経済産業大臣が認定。
- 認定ファンドを通じてベンチャー企業に出資する企業は、認定ファンドが有するベンチャー企業株式の帳簿価額の8割を限度として損失準備金を積み立て、その積み立てた額を損金算入できる。



- ① 企業が、認定ファンドが有するベンチャー企業株式の帳簿価額の80%を上限に、損失準備金を積み立て、損金計上する。
- ② 翌年に準備金をいったん取り崩し益金算入。翌期末に認定ファンドが有するベンチャー企業株式の帳簿価額の80%を上限に、再度、損失準備金を積み立て、損金計上する(洗い替え方式)。



※1回に限り、当初の期間を含め最大で13年まで延長可。

※産業競争力強化法施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月末までの約3年間でファンドを認定。認定ファンドの存続期間中は税制措置が継続。

ベンチャー投資に関する現状と課題①

- 平成26年1月20日の制度開始後、認定件数は徐々に増加。
- 我が国のベンチャーファンドは東京に一極集中しており、かつ規模要件でも地域間格差が顕在。

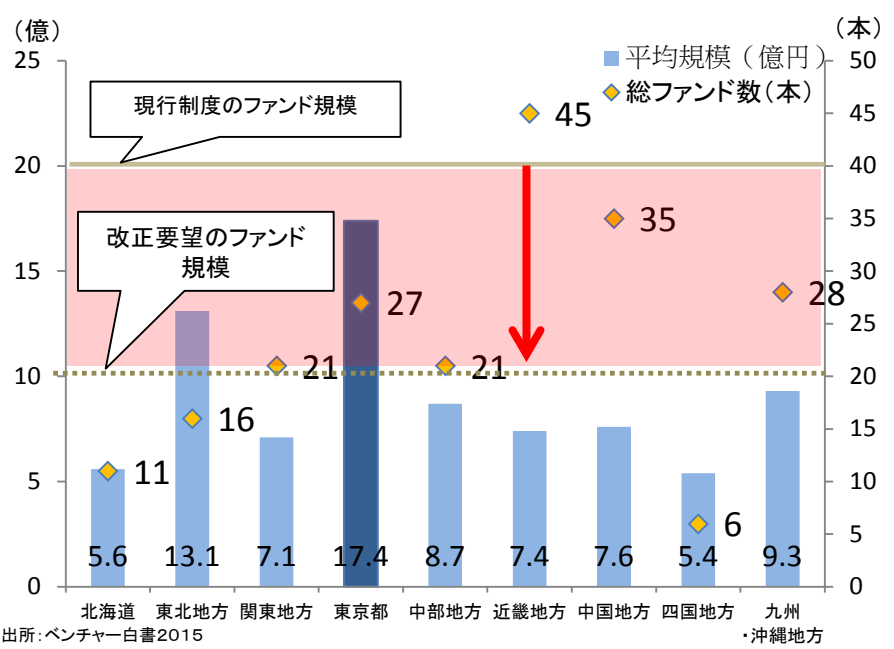
■認定ファンド一覧(平成28年8月1日現在)

| 認定年月日 | 認定を受けた投資事業有限責任組合の名称 | 無限責任組合員の名称 | 所在地 |
|---------------|----------------------------|--|-----|
| 1 平成26年11月28日 | リード・グロース3号投資事業有限責任組合 | ・リード・キャピタル・マネージメント株式会社 ・LCP3号有限責任事業組合 | 東京都 |
| 2 平成27年4月10日 | 次世代日本先端技術育成ファンド投資事業有限責任組合 | ・合同会社ユーグレナSMBC日興リバネスキャピタル | 東京都 |
| 3 平成27年4月15日 | ファストラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合 | ・株式会社ファストラックイニシアティブ | 東京都 |
| 4 平成28年5月12日 | CatalyST1号投資事業有限責任組合 | ・カタリストキャピタル株式会社 | 東京都 |
| 5 平成28年6月24日 | 地方創生新潟1号投資事業有限責任組合 | ・新潟ベンチャーキャピタル株式会社 | 新潟県 |
| 6 平成28年7月29日 | SBIベンチャー投資促進税制投資事業有限責任組合 | ・SBIインベストメント株式会社 | 東京都 |

⇒ **年間認定件数は徐々に増加**

■地域別のベンチャーファンドの実情

[地域別ファンド平均規模]



○1982年～2015年までの各地方において設立したファンド規模の平均
 (東北地方は、東日本大震災の復興の観点等から大規模ファンドが設立されたことが平均値を押し上げていると推測される)

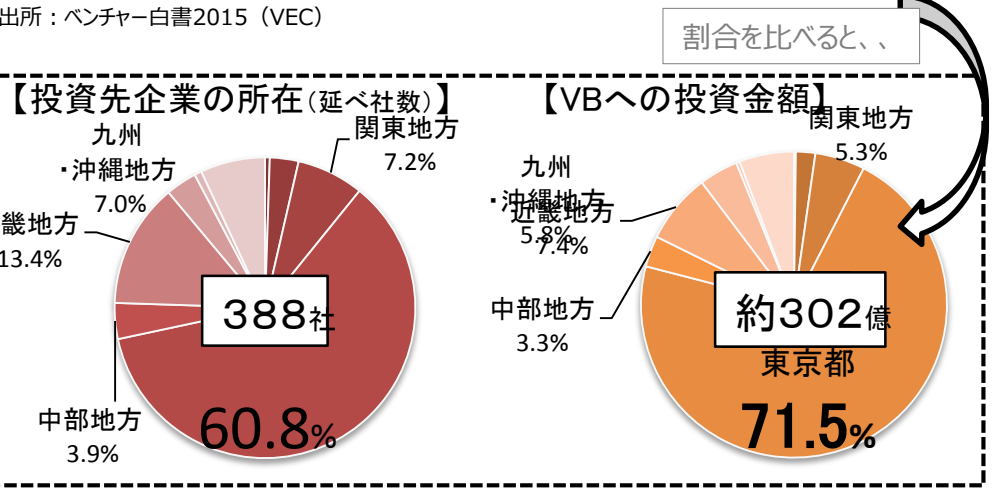
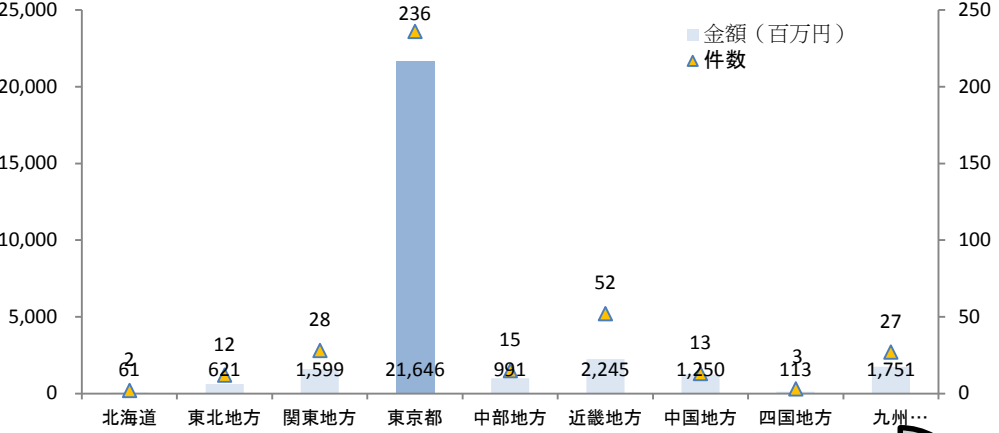
⇒ **地方において20億円規模のファンドは極めて少ない。**

東京都以外の地方で投資活動を行うベンチャーファンド(地方ファンド)は、ファンド規模が小さく、組成されているファンドの数も少ない傾向にある。そうした状況を勘案し、所要の見直しを講じる必要がある。

ベンチャー投資に関する現状と課題②

- ベンチャーファンドから投資を受けた「ベンチャー企業(VB)の数」及び「VBへの投資金額」も、東京都に一極集中。
- 各団体からも、認定要件を緩和するニーズが強い。

■ 投資事業組合における投資先企業の地域分布 (新規投資分) [2014.4.1~2015.3.31の投資実績]



■ 各団体からの要望

一般社団法人日本経済団体連合会
『「新たな基幹産業の育成」に資するベンチャー企業の創出・育成に向けて～日本型「ベンチャー・エコシステム」の構築を目指して～』
(2015年12月15日)

「出資金額の合計(出資約束金額)が20億円以上、投資対象が国内法人のみであることが障害となり現状利用が進んでいない「企業版エンジェル 税制(ベンチャー投資促進税制)」も、その適用条件の大幅な緩和が求められる。」

公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会
『地方創生に関する異次元の变革の提言』
(2015年10月)

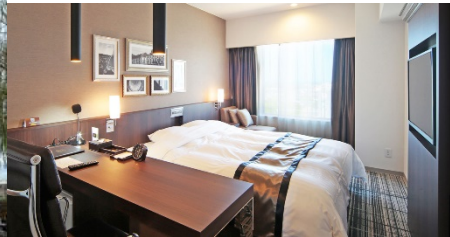
「産業競争力強化法の認定ファンドの最低規模要件を現状20億円から経済規模の小さい地域に関しては5億円に引き下げる。」

新潟市
『平成29年度国の施策・予算に対する提案・要望(経済産業省)』
(平成28年7月)

「ファンドの規模やスピード感等が、都市事情や産業構造が各々異なる地方の実態と乖離が見受けられます。このため、ファンドの下限価額を引き下げ、個人・法人とも出資がしやすいファンド組成の小規模化を図るとともに、国においても原資の一部を負担するなど、投資環境の整備・拡充を要望します。」

2) 産業競争力強化法の認定ファンド（通称“旦那ファンド”）の制度を地方における再生ファンドにも拡大適用する

⇒地方において開業率に比して高止まりしている廃業率に関して、従来より地方の経済や文化を支えてきた老舗企業が、後継者難やイノベーション資金の不足等により廃業を余儀なくされるケースも散見される。そのブランド価値や信用力、地域におけるネットワーク力を活かし、再生の可能性を後押しすべきである。



1874（明治7）年創業の新潟の老舗ホテルを、一昨年春よりNSGグループにてリノベーションし、再生に取り組んでいる。



1767年創業の酒蔵を再生。経営者はUターンの業界未経験の若者。さらに老舗味噌蔵の再生にも取組中。

3) 官民ファンドのリスクマネー供給機能を地方創生に最大限活かす。

⇒各官民ファンドは、成長戦略への貢献を一層促す観点から、民間単独で取ることの難しいリスクを取った投資を実行し、民間資金の呼び水機能を果たすように求められている。

さらに、地方への投資や人材育成を積極的に推進するべく、具体的数値目標をKPIに盛り込んでいる。地方の自治体や金融機関、企業団体、大学等は、起業やイノベーションを促進する上で、もっとこうした官民ファンドの役割を活かして地方創生に役立てるべきである。

注) 本提案と同趣旨の意見は、第9回の会議の場でも主張させていただいた。

官民ファンドの地域における取組

- ①株式会社産業革新機構
- ②独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ③株式会社地域経済活性化支援機構
- ④株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- ⑤株式会社民間資金等活用事業推進機構
- ⑥官民イノベーションプログラム（東北大学、東京大学、京都大学及び大阪大学）
- ⑦株式会社海外需要開拓支援機構
- ⑧耐震・環境不動産形成促進事業
- ⑨株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務
- ⑩株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- ⑪国立研究開発法人科学技術振興機構
- ⑫株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
- ⑬地域低炭素投資促進ファンド事業

Ⅱ．大都市圏から地方への人材供給について

1) 地方を活性化したいという社会的使命を持った優秀な若者に関して、出身の官庁や大企業が数年間、給与補償を行ない、地方出向を促進する制度を導入。

さらに、地方企業等へ転籍、あるいは自ら起業する場合は、支度金を給付することも検討。

2) 地域の経営情報を持つ旦那衆が、こうした若者のメンターとなり、起業や新規事業創出、既存事業の革新などにアドバイスを行なうことが重要。

注) 本提案と同趣旨の意見は、第2回、第3回、第6回、第7回の会議の場でも繰り返し主張させていただいてきた。